平成29年度 集団指導(訪問系・移動) 質問事項 回答表

横浜市健康福祉局障害福祉課

	サービス種別	内容	ご質問	回答
1	移動支援		上限管理が必要で、弊社では通学通所のみを利用している方がいます。以前は居宅介護も利用していたために、その流れで今も上限管理事業所へ利用者負担額一覧を送付していますが、移動支援のみ利用している場合は一覧の送付及び先方からの結果票送付は不要という認識でよろしいでしょうか。	お見込みの通り、移動支援事業につきましては、利用者負担額一覧及び結果票の送付は不 要です。
2	他	計画相談について	利用者のみで手いつはいな状況です。 また相談支援専門員・従事者研修は申込数が多く受講が困難です。その上、計画相談は単独事業として成立していれるであると言うます。	計画相談支援は、平成27年度から障害福祉サービス等を利用する全ての方が対象となりました。現在、本市で実施する「サービスについての意向確認書」による支給決定は、計画相談支援が充足されるまでのやむを得ない対応であるため、平成30年度末で取扱を終了し計画相談支援もしくはセルフプランに全面的に移行します。計画相談支援の推進に向けては、制度運用のルールを見直し、より実効性の高い取り組みを進めています。また、相談支援従事者初任者研修については、相談支援専門員として活動いただけることを約束していただいた方を優先して選考し、計画相談支援の担い手の確実な確保を行うことで、計画相談支援のさらなる推進につなげていきます。
3	民空玄	指定共同生活援助事業所において個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例について	平成30年3月31日までの経過措置となっていますが、 以降の支援はどのような対応になりますか。	現在国で検討中です。平成30年4月以降の法改正の内容を含め、正式に示された後、周知していきます。
4		居宅介護のサービス提供責任者 の資格要件について	サービス提供責任者の資格要件が、介護福祉士または実務者研修が必要になると検討されているとのことでしたが、ヘルパー1級取得者は要件に当てはまりますか。	お見込みの通りです。

※いただいたご質問の中で、今回の集団指導の内容と関わりのないもの及び個別性の高い案件については除外しています。